

新型コロナワクチン追加接種当日に接種券がなく後日に
接種券一体型予診票を持参された場合の取扱いについて

標記取扱いについて、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）のとおり示されていますが、大阪府下の接種実施機関が大阪府国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に予診票等を提出する際の留意事項を、下記のとおりまとめましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 標記については、以下(1)または(2)の取扱いとなります。

(1)接種当日に記入した予診票の記入内容を、後日に持参された接種券一体型予診票に転記してください。

(2)後日持参された接種券一体型予診票の接種券部分を切り取り、接種当日に記入した予診票に張り付けてください。

2 国保連には、接種当日に記入した予診票と接種券一体型予診票をホッチキス止めして提出できません。

3 各取扱いの留意事項は、以下のとおりです。

取扱内容	(1)転記	(2)切り貼り
留意事項	<p>○転記作業は、接種実施機関や被接種者以外の者が実施しても差し支えありません。</p> <p>○後日持参された接種券一体型予診票には、保管していた3枚目のロット番号シールを貼付します。</p> <p>○後日持参された接種券一体型予診票の住所欄の右端に（写）と記入します。</p>	<p>○接種券部分は、印字部分を切り落とさないようにシール型接種券と同じサイズで切り取り、予診票からはがれないように貼付の際には四隅を透明のセロハンテープで確実に覆います。</p>